

「就学援助制度」のご案内

教育課 学校教育係

町では、経済的な理由によつて就学が困難である児童・生徒の保護者に対し、必要な経費の一部を援助する「就学援助制度」を設けています。希望される方は、添付書類を添えて申請してください。

■対象となる方

- ・八百津町に住所を有し、八百津町立の小中学校に在籍しているお子さまをもつ保護者
- ・次の就学援助の認定要件のいずれかに該当する方

- ①生活保護を受給している
- ②生活保護が停止あるいは廃止され、生活が困難である
- ③町民税が非課税、あるいは町民税、事業税、固定資産税、国民年金の保険料、国民健康保険税のいずれかが減免されている
- ④児童扶養手当の支給を受けている、または生活福祉資金の貸付を受けている
- ⑤上記以外で経済的に困っている

■援助の内容

学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費(新小・中学校1年生対象)など、就学に必要な経費の一部を援助します。

■申請受付

平成31年度の申請は来年1月以降に受け付

けます。平成30年度途中からの受給を希望される方は、随時申請を受け付けています。申請方法、必要書類についてはお問い合わせください。

就学援助の「新入学児童生徒学用品費」を入学前に支給します

平成31年度に小学校または中学校に入学するお子さまの保護者の方に対して、就学援助費のうち、「新入学児童生徒学用品費」を入学前に支給します。

※平成31年3月31日以前に八百津町外へ転出する場合は対象となりません。

○援助の内容

- ・支給額 新小学1年生40,600円
新中学1年生47,400円
- ・支給時期 平成31年3月中旬(予定)
- ・支給方法 申請者(保護者)の口座に振込

○申請方法

平成31年1月以降に、教育委員会窓口で配布する申請書に、必要事項を記入し、添付書類を添えてご提出ください。なお、認定要件により児童扶養手当証書、所得を証明する書類など添付いただく書類が異なりますので、くわしくはお問い合わせください。

問 教育課 学校教育係(内線2514)

クルマの手続きはお早めに!

すませて、安心

混雑緩和にご協力を:

自動車の名義変更・住所変更・廃車などの手続きは、お早めに!

毎年、年度末の3月は、登録窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。

混雑緩和のためにも、お早めの手続きをお願いします。

自動車の登録手続きなどに関するお問い合わせは、左記までお願いします。

《申請・届出関係》

○普通自動車・125CCを超えるオートバイ
中部運輸局岐阜運輸支局・登録部門

☎050-5540-2053

※テレホンサービス(録音による)案内は、24時間利用可能です。

○軽自動車

軽自動車検査協会岐阜事務所

☎050-3816-1775

○125CC以下のオートバイ★
住所地の市役所・役場

《税金関係》

○自動車税・自動車取得税

岐阜県自動車税事務所

☎058-279-3781

○軽自動車税(オートバイ含む)★

住所地の市役所・役場

八百津町に住所のある方は、★印の手続きについて役場町民課徴収係へお問い合わせください。
☎43-2111内線2116

